

市第 121 号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 8 条の 2 簡易サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）のうち、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設けるものであって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条（第1項第1号、第10号から第12号まで、第14号、第15号イ及びウ、第17号から第19号まで並びに第21号、第2項、第3項第6号、第4項並びに第5項を除く。）及び第6条第1項第2号の規定を準用する。

第9条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備をいう。以下同じ）」に改め、同条第2項中「サウナ室の構造」を「一般サウナ設備を設けるサウナ室の構造」に改め、同項第1号ただし書中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第3項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、「第15号及び」を「第15号イ及びウ並びに」に改め、「。」の次に「及び第6条第1項第2号」を加える。

第35条中「火災に関する警報」を「法第22条第3項に規定する火災に関する警報」に改め、「の各号」を削る。

第45条第2項第3号中「、サウナ室」を削る。

第74条第1項中「の各号」を削り、「者（」の次に「第5号の2に掲げる設備以外の設備を」を加え、同項第5号の次に次の1号を加える。

（5）の2 簡易サウナ設備（設置しようとする者の個人的な使用に供するために設けるものを除く。）

第74条第1項第6号を次のように改める。

(6) 一般サウナ設備

第75条第1号中「または」を「又は」に改め、「行為」の次に「(たき火等を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第35条の改正規定及び第75条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を定めるとともに、関係規定の整備を図る等のため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（簡易サウナ設備）

第8条の2 簡易サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）のうち、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したもの）をいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設けるものであって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条（第1項第1号、第10号から第12号まで、第14号、第15号イ及びウ、第17号から第19号まで並びに第21号、第2項、第3項第6号、第4項並びに第5項を除く。）及

び第 6 条第 1 項第 2 号の規定を準用する。

(一般サウナ設備)
(サウナ設備)

第 9 条 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

2 一般サウナ設備を設けるサウナ室の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災の発生を有効に感知し、かつ、その旨を報知できる装置及び火災を有効に消火できる装置を設けること。ただし、一般サウナ設備の入力、サウナ室の規模等により火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

(第 2 号省略)

3 第 1 項に定めるもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 4 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 12 号まで、第 15 号イ及びウ並びに第 21 号、第 2 項並びに第 4 項を除く。）及び第 6 条第 1 項第 2 号の規定を準用する。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 35 条 法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報が発せられた火災に関する警報の場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(消火器具に関する基準)

第 45 条 (第 1 項省略)

2 令別表第 1 各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の

各号に掲げる場所には、消火器具を設けなければならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

(第1号及び第2号省略)

(3) かじ場、ボイラー室、乾燥室——その他多量の火気を
、サウナ室
使用する場所

(第4号、第5号及び第3項から第7項まで省略)

(火を使用する設備等の設置の届出等)

第74条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(第5号の2に掲げる設備以外の設備を個人の住居に設置しようとする者を除く。)は、あらかじめ、当該設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて確認を受けなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

(5)の2 簡易サウナ設備(設置しようとする者の個人的な使用に供するために設けるものを除く。)

(6) 一般サウナ設備
サウナ設備

(第7号から第13号まで及び第2項省略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第75条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、第5号にあって当該区域が2以上となるときは、消防長に届け出るものとする。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為——(または)

たき火等を含む。)

(第 2 号から第 7 号まで省略)